

特許法施行規則等の一部を改正する省令 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

(本則)

- 特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）（第一条関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 特許登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十三号）（第二条関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号）（第三条関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第十九条）</p> <p>第二章 削除</p> <p>第三章 特許出願（第二十三条―第三十一条）</p> <p>第四章 特許出願の審査（第三十一条の二―第三十七条）</p> <p>第四章の二 出願公開（第三十八条）</p> <p>第四章の三 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例（第三十八条の二―第三十八条の十四の二）</p> <p>第四章の四 特許権の存続期間の延長登録（第三十八条の十四の三―第三十八条の十八）</p> <p>第五章 判定（第三十九条・第四十条）</p> <p>第六章 特許権の移転の特例（第四十条の二）</p> <p>第七章 裁定（第四十一条―第四十五条）</p> <p>第八章 特許異議の申立て（第四十五条の二―第四十五条の六）</p> <p>第九章 審判及び再審</p> <p>第一節 総則（第四十六条―第五十条の十六）</p> <p>第二節 口頭審理（第五十一条―第五十六条）</p> <p>第三節 証拠調べ及び証拠保全</p> <p>第一款 総則（第五十七条―第五十七条の七）</p> <p>第二款 証人尋問（第五十八条―第五十八条の十八）</p> <p>第三款 当事者尋問（第五十九条―第五十九条の三）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第十九条）</p> <p>第二章 削除</p> <p>第三章 特許出願（第二十三条―第三十一条）</p> <p>第四章 特許出願の審査（第三十一条の二―第三十七条）</p> <p>第四章の二 出願公開（第三十八条）</p> <p>第四章の三 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例（第三十八条の二―第三十八条の十四）</p> <p>第四章の四 特許権の存続期間の延長登録（第三十八条の十五―第三十八条の十八）</p> <p>第五章 判定（第三十九条・第四十条）</p> <p>第六章 特許権の移転の特例（第四十条の二）</p> <p>第七章 裁定（第四十一条―第四十五条）</p> <p>第八章 特許異議の申立て（第四十五条の二―第四十五条の六）</p> <p>第九章 審判及び再審</p> <p>第一節 総則（第四十六条―第五十条の十六）</p> <p>第二節 口頭審理（第五十一条―第五十六条）</p> <p>第三節 証拠調べ及び証拠保全</p> <p>第一款 総則（第五十七条―第五十七条の七）</p> <p>第二款 証人尋問（第五十八条―第五十八条の十八）</p> <p>第三款 当事者尋問（第五十九条―第五十九条の三）</p>

第四款 鑑定（第六十条―第六十条の八）

第五款 書証（第六十一条―第六十一条の十一）

第六款 検証（第六十二条・第六十二条の二）

第七款 証拠保全（第六十三条―第六十五条）

第十章 特許証、特許表示及び特許料（第六十六条―第六十九条の二）

第十一章 特許料等の減免又は猶予等（第七十条―第七十七条

附則

（期間の延長の請求等の様式等）

第四条の二 （略）

254 （略）

5 特許法第五条第三項の経済産業省令で定める期間に係るものは、次の各号に掲げるものとする。

一 （略）

二 審査官が指定した期間（特許法第六十二条の規定による審査において同法第四十八条の七の規定により審査官が指定した期間並びに同法第六十七条の四（同法第六十七条の八において準用する場合を含む。）及び同法第六十三条第二項において準用する同法第五十条の規定により審査官が指定した期間を除く。）に係る延長

6 （略）

第四章の四 特許権の存続期間の延長登録

第四款 鑑定（第六十条―第六十条の八）

第五款 書証（第六十一条―第六十一条の十一）

第六款 検証（第六十二条・第六十二条の二）

第七款 証拠保全（第六十三条―第六十五条）

第十章 特許証、特許表示及び特許料（第六十六条―第六十九条の二）

第十一章 特許料等の減免又は猶予等（第七十条―第七十七条

附則

（期間の延長の請求等の様式等）

第四条の二 （略）

254 （略）

5 特許法第五条第三項の経済産業省令で定める期間に係るものは、次の各号に掲げるものとする。

一 （略）

二 審査官が指定した期間（特許法第六十二条の規定による審査において同法第四十八条の七の規定により審査官が指定した期間並びに同法第六十七条の四及び同法第六十三条第二項において準用する同法第五十条の規定により審査官が指定した期間を除く。）に係る延長

6 （略）

第四章の四 特許権の存続期間の延長登録

（特許法第六十七条第二項の延長登録の出願についての願書の様式）

第三十八条の十四の三 特許法第六十七条第二項の延長登録の出願についての願書は、様式第五十五の二により作成しなければならない。

（新設）

（期間の算定の根拠を記載した書面）

第三十八条の十四の四 特許法第六十七条の二第二項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

（新設）

一 特許出願の年月日

二 出願審査の請求があつた年月日

三 基準日

四 特許権の設定の登録の年月日

五 基準日から特許権の設定の登録の日までの期間

六 特許法第六十七条第三項各号に掲げる期間に該当する期間の内容並びにこれらの期間の初日及び末日

七 特許法第六十七条第三項各号に掲げる期間を合算した期間（これらの期間のうち重複する期間がある場合には、当該重複する期間を合算した期間を除いた期間）

八 延長可能期間

2 | 特許法第六十七条第二項の延長登録の出願をしようとする者は、当該出願の願書に必要な事項を記載して同法第六十七条の二第二項の書面の添付を省略することができる。

（特許法第六十七条第二項の延長登録の出願についての査定の記載事項）

第三十八条の十四の五 特許法第六十七条第二項の延長登録の出願についての査定には、次に掲げる事項を記載し、査定をした審査官がこれに記名押印しなければならない。ただし、拒絶をすべき旨の査定をする場合は、第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

- 一 特許法第六十七条第二項の延長登録出願の番号
- 二 特許番号
- 三 延長の期間
- 四 特許法第六十七条第二項の延長登録出願人及び代理人の氏名又は名称
- 五 査定の結論及び理由
- 六 査定の年月日

(特許法第六十七条第四項の延長登録の出願についての願書の様式)

第三十八条の十五 特許法第六十七条第四項の延長登録の出願についての願書は、様式第五十六により作成しなければならない。

(削る)

(延長の理由を記載した資料)

第三十八条の十六 特許法第六十七条の五第二項の資料は、次のとおりとする。

(新設)

(延長登録の出願についての願書の様式)

第三十八条の十五 特許権の存続期間の延長登録の出願についての願書は、様式第五十六により作成しなければならない。

(書面の様式)

第三十八条の十五の二 特許法第六十七条の二の二第一項の書面は、様式第五十六の二により作成しなければならない。

(延長の理由を記載した資料)

第三十八条の十六 特許法第六十七条の二第二項の規定により、願書に添付しなければならない延長の理由を記載した資料は、

- 一 その延長登録の出願に係る特許発明の実施に特許法第六十七條第四項の政令で定める処分を受けることが必要であつたことを証明するため必要な資料
- 二・三 (略)

(書面の様式)

第三十八條の十六の二 特許法第六十七條の六第一項の書面は、様式第五十六の二により作成しなければならない。

(特許法第六十七條第四項の延長登録の出願についての查定の記載事項)

第三十八條の十七 特許法第六十七條第四項の延長登録の出願についての查定には、次に掲げる事項を記載し、査定をした審査官がこれに記名押印しなければならない。ただし、拒絶をすべき旨の査定をする場合は、第三号及び第四号に掲げる事項を記載することを要しない。

- 一 特許法第六十七條第四項の延長登録出願の番号
- 二 特許番号
- 三 延長の期間
- 四 特許法第六十七條第四項の政令で定める処分の内容
- 五 特許法第六十七條第四項の延長登録出願人及び代理人の氏名又は名称
- 六 査定の結論及び理由
- 七 査定の年月日

次のとおりとする。

- 一 その延長登録の出願に係る特許発明の実施に特許法第六十七條第二項の政令で定める処分を受けることが必要であつたことを証明するため必要な資料
- 二・三 (略)

(新設)

(延長登録の出願についての查定の記載事項)

第三十八條の十七 特許権の存続期間の延長登録の出願についての查定には、次に掲げる事項を記載し、査定をした審査官がこれに記名押印しなければならない。ただし、拒絶をすべき旨の査定をする場合は、第三号及び第四号に掲げる事項を記載することを要しない。

- 一 延長登録出願の番号
- 二 特許番号
- 三 延長の期間
- 四 特許法第六十七條第二項の政令で定める処分の内容
- 五 延長登録出願人及び代理人の氏名又は名称
- 六 査定の結論及び理由
- 七 査定の年月日

改正案	現行
<p>（削る）</p> <p>第二十九条 特許法第六十七条の三第三項の延長登録をするときは、表示部に延長登録出願の年月日、延長登録出願の番号、査定又は審決があつた旨及びその年月日並びに延長の期間を記録しなければならない。</p> <p>第三十条 特許法第六十七条の七第三項の延長登録をするときは、表示部に延長登録出願の年月日、延長登録出願の番号、査定又は審決があつた旨及びその年月日、延長の期間並びに特許法第六十七条第四項の政令で定める処分の内容を記録しなければならない。</p>	<p>（存続期間の延長登録の方法）</p> <p>第二十八条の二 特許権の存続期間の延長登録をするときは、表示部に延長登録出願の年月日、延長登録出願の番号、査定又は審決があつた旨及びその年月日、延長の期間並びに特許法第六十七条第二項の政令で定める処分の内容を記録しなければならない。</p> <p>第二十九条から第三十条まで 削除</p>

改正案	現行
<p>（特定処分等の指定）</p> <p>第二十三条 法第四条第一項の経済産業省令で定める処分若しくは判定又は審判に関する記録その他の特許等関係法令の規定により文書をもつて行うものとされている行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 審判長、審判官又は審査官が行う審決、査定若しくは決定又はこれらの取消し（次のイからへまでに掲げるものを除く。）</p> <p>イ 特許権の存続期間の延長登録の出願について拒絶をすべき旨の査定</p> <p>ロ 特許権の存続期間の延長登録をすべき旨の査定</p> <p>ハ～ヘ（略）</p> <p>八・九（略）</p> <p>（特許料及び登録料の自動納付の申出）</p> <p>第四十一条の五 次の各号に掲げる各年分の特許料又は登録料に係る法第十五条第一項又は法第十五条の二第一項の規定による特許料又は登録料の納付の申出については、あらかじめ特許庁長官に提出した書面（以下「自動納付申出書」という。）を援用してすることができる。</p>	<p>（特定処分等の指定）</p> <p>第二十三条 法第四条第一項の経済産業省令で定める処分若しくは判定又は審判に関する記録その他の特許等関係法令の規定により文書をもつて行うものとされている行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 審判長、審判官又は審査官が行う審決、査定若しくは決定又はこれらの取消し（次のイからへまでに掲げるものを除く。）</p> <p>イ 特許法第六十七条の三第一項の規定による拒絶をすべき旨の査定</p> <p>ロ 特許法第六十七条の三第二項の規定による延長登録をすべき旨の査定</p> <p>ハ～ヘ（略）</p> <p>八・九（略）</p> <p>（特許料及び登録料の自動納付の申出）</p> <p>第四十一条の五 次の各号に掲げる各年分の特許料又は登録料に係る法第十五条第一項又は法第十五条の二第一項の規定による特許料又は登録料の納付の申出については、あらかじめ特許庁長官に提出した書面（以下「自動納付申出書」という。）を援用してすることができる。</p>

一 特許法第七條第一項の規定により納付すべき第四年以後の各年分の特許料（特許権の存続期間の延長登録により延長された期間に係る特許料を除く。）

二・三 (略)

2・3 (略)

一 特許法第七條第一項の規定により納付すべき第四年以後の各年分の特許料（特許法第六十七條第二項の規定により延長された期間に係る特許料を除く。）

二・三 (略)

2・3 (略)